

部活動の在り方における基本方針

中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツ・文化の理解、競技力や技術の向上及び生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ基礎を養うとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

しかしながら、生徒においては、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養が取れないために、心身の健康を害するなどの問題がみられる場合がある。また、教育等に関わる課題は複雑化・多様化し、教員の長時間労働の改善が求められている。

そこで、本校では、国が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、東京都教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年4月東京都教育委員会）、「江戸川区立中学校における運動部活動の方針」（平成30年10月）の策定を受け、本校の部活動の在り方の基本方針を以下の通り定める。

活動時間

- (1) 1日の活動時間は、学期中の平日は、2時間程度を基本とし、準備・活動時間を含めて3時間をこえない。
- (2) 週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は、3時間程度を基本とし、準備・活動時間を含めて4時間をこえない。
- (3) 大会が試験期間と重なった場合は、保護者の了解を得て30分から1時間程度練習できる。
- (4) 1週間の活動時間は、16時間を超えない。(大会前の練習や朝練習を含む)ただし、公式戦、及び大会(ローカル大会含む)は、16時間に含めない。
- (5) 日没時刻と生徒の通学時間および夜間学級の始業時間を考慮し、最終下校時刻を決める。
年間を通して、18時00分 完全下校

休養日

- (1) 学期中の平日の活動は、週5日間のうち、1日休養日を設ける。(朝練習も含む)
- (2) 週休日2日間のうち、1日の休養日を設定する。
- (3) 大会参加等により週休日等2日間の活動をした場合、直後の週の平日に、代替りの休養日を設ける。
- (4) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。
- (5) 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季・冬季・春季休業日に、休養期間(オフシーズン)を設ける。

1週間の活動 夏時間の場合

(冬時間は最終下校時刻に合わせた活動時間になる)

基本の例 12時間

平日 8時間 =1日2時間分(16:00~18:00)×4日間

週休日の1日 3時間

大会前の例 15時間30分 準備・片付けを短縮して練習を30分延長した場合

平日の朝 2時間 =30分(7:30~8:00)×4日間

平日 10時間 =1日2時間30分(16:00~18:30)×4日間

週休日の1日 3時間30分

大会があった場合の例 13時間+大会1日
平日 10時間=1日2時間30分(16:00~18:30)×4日間
週休日の1日 3時間

大会直後の週の例 9時間

週休日の1日 7時間 (公式戦) 16時間に含まない。
直後の週の平日 6時間=1日2時間(16:00~18:00)×3日間
週休日の1日 3時間

*1日の大会に出場した場合、直後の週の平日に代わりの休養日を1日設ける。

*大会が2日続く場合は、大会終了直後に代わりの休養日を2日設ける。

部活動の運営にかかわる事項

- (1) 年度当初、5月末日までに部活保護者会を開催し、部の方針・年間の活動計画・活動費・活動時間・大会参加予定・部費等の扱いの説明を行う。
- (2) 部費の私費会計については保護者に委任するか、保護者の代表等に監査に入っただき、年度末に会計報告書を作成し、保護者に周知する。
- (3) 公費による派遣費(生徒交通費)は、各生徒(家庭)に直接渡して還元するか、保護者の代表等に渡し、間接的に生徒に還元する。

地域との連携

- (1) 保護者や地域によるスポーツ活動が、名称と活動時間、場所を変更しただけで、実質的な部活動の延長になることがないようにする。
- (2) 運動部顧問は、部活動の延長となる可能性のある保護者や地域によるスポーツ活動に関わることがないようにする。